

判決年月日	平成30年3月29日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成29年(行ケ)第10130号		
○ 「白色反射材及びその製造方法」との名称の発明について、進歩性欠如により特許を取り消した異議の決定が取り消された事例			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 異議2016-700009号, 特許第5746620号

判 決 要 旨

1 名称を「白色反射材及びその製造方法」とする発明に係る特許について、特許庁は、進歩性を欠くとして、特許異議の申立てを認め、本件特許を取り消す旨の決定をした。本件は、特許異議の申立てを認めて特許を取り消した異議の決定に対する取消訴訟である。

決定は、甲1発明の酸化チタン粉末の表面に形成されるシロキサン被膜は、シロキサン結合(Si-O-Si)を有するSiO₂の被膜であるから、甲1発明において、「表面にシロキサンの被膜が形成され」た「酸化チタン粉末」は、本件訂正発明1の「SiO₂で表面処理された・・・酸化チタン粒子」に相当するとして、この点を、本件訂正発明1と甲1発明の一致点であると認定した。

これに対し、本判決は、以下のとおり、甲1発明の酸化チタン粉末が「SiO₂(シリカ)」で表面処理されているということできないから、「SiO₂で表面処理されたアナターゼ型又はルチル型の酸化チタン粉末」である点を、本件訂正発明1と甲1発明の一致点であるとした決定の認定判断には誤りがあり、決定の結論に影響を及ぼすものであるとして、決定を取り消した。

2 本件訂正発明1の「SiO₂で表面処理された・・・酸化チタン粒子」とは、文言上、「酸化チタン粒子」が、「SiO₂(シリカ)」で表面処理されているものであることは明らかである。

これに対し、甲1文献には、酸化チタン粉末の表面処理のいずれの方法によっても、甲1発明の酸化チタン粉末の表面にシロキサンの被膜が形成されたことが記載されていることが認められるものの、甲1文献の上記記載は、甲1発明の酸化チタン粉末の表面に「Si-O-Si結合」を含有する被膜が形成されていることを示すにとどまるものであって、「SiO₂(シリカ)」の被膜が形成されていることを推認させるものではない(シロキサンは、Si-O-Si結合を含むものの総称であって、SiO₂(シリカ)とは化学物質として区別されるものである。)。また、その他、甲1発明の酸化チタン粉末の表面に「SiO₂(シリカ)」が生成されていることを認めるに足りる証拠はない。

さらに、甲1文献には、テトラアルコキシシラン及び/又はテトラアルコキシシランの部分加水分解縮合物について反応すべきものが全て反応したことについては、記載も示唆

もされていないのであるから、この点においても、甲1発明の酸化チタン粉末の表面に「 SiO_2 （シリカ）」が生成されていると認めることはできない。

したがって、甲1発明において、酸化チタン粉末の表面に、「 SiO_2 （シリカ）」が生成されているとは認めることができず、甲1発明の酸化チタン粉末が「 SiO_2 （シリカ）」で表面処理されているということとはできない。